

薬害肝炎訴訟・B型肝炎訴訟について

弁護士 柴田 義朗

薬害肝炎（C型肝炎）訴訟

2002年10月

C型肝炎ウィルスが混入した血液製剤（フィブリノゲン製剤・第Ⅸ因子製剤）を製造・販売した製薬会社、血液製剤の製造を承認した国の責任を追及するために提訴。

2008年1月

議員立法によって特別措置法制定・施行

2022年12月の通常国会で

2028年1月17日まで請求期限を延長

特別措置法による給付内容

①慢性C型肝炎の進行による肝硬変・肝がん・死亡
4,000万円

2022年12月の通常国会で劇症肝炎に罹患して死亡した場合も4000万円が給付される法改正が行われた

②慢性C型肝炎
2,000万円

③キャリア
1,200万円

給付を受けるための要件

- ① C型肝炎に感染していること
 - ② 1964年から1994年頃まで 期間内に
特定の血液製剤（フィブリノゲン製剤または第Ⅷ因子製剤）を使用されたことが、何らかの手段
で証明されること。
- ※ 国を被告として訴訟を提起することが必要

特定フィブリノゲン製剤

【給付金等の支給の対象となる製剤の一覧】

特定フィブリノゲン製剤	
①	フィブリノーゲンーBBank (S39. 6. 9)
②	フィブリノーゲンーミドリ (S39. 10. 24)
③	フィブリノゲンーミドリ (S51. 4. 30)
④	フィブリノゲンHTーミドリ (S62. 4. 30)

特定第Ⅸ因子製剤

【給付金等の支給の対象となる製剤の一覧】

特定血液凝固第Ⅸ因子製剤	
⑤	PPSBーニチャク (S47. 4. 22)
⑥	コーナイン (S47. 4. 22)
⑦	クリスマシン (S51. 12. 27)
⑧	クリスマシンーHT (S60. 12. 17)

C型肝炎感染について

インターフェロン等で治癒した方や
二次感染者も対象。

フィブリン糊として使用された場合も可。

輸血併用例も可。

血液製剤使用の証明について

原則としてカルテ・母子手帳等の客観的資料が必要。

医師等医療関係者の法廷における証言でも可。

相談窓口

各地弁護士団が相談窓口を開設。

東海・北陸の場合は

【名古屋弁護士団】

火曜および木曜

午前10時～午後1時

電話番号 : 052-950-3314

B型肝炎訴訟

- ▶ 1988年
集団予防接種によりB型肝炎に感染したとして提訴
- ▶ 2006年
最高裁判決により国の責任が確定
- ▶ 2008年3月
集団訴訟提起
- ▶ 2011年6月
国と原告団・弁護団との間で基本合意書成立
- ▶ 2012年1月
特別措置法施行

特別措置法による給付内容

- ①死亡・肝がん・肝硬変（重度） 3, 600万円
- ②肝硬変（軽度） 2, 500万円
- ③慢性肝炎 1, 200万円
20年の除斥期間を経過した場合、治療中の方は
300万円、それ以外の方は150万円
- ④キャリア 50万円＋定期検査費等

給付を受けるための要件

- ① B型肝炎ウィルスに持続感染していること
- ② 満7歳になるまでに集団予防接種を受けていること
- ③ 集団予防接種における注射器の連続使用があったこと
- ④ 母子感染でないこと
- ⑤ 集団予防接種以外の感染原因がないこと

※ 国を被告として訴訟を提起することが必要

持続感染について

① 6ヶ月以上の間隔をあけた連続した2時点における、以下のいずれかの検査結果

HBs抗原 陽性

HBV-DNA 陽性

Hbe抗原 陽性

②HBc抗体 陽性（高力価）

満7歳までの集団予防接種の証明

①母子手帳

②予防接種台帳

③①、②を提出できない場合、親・本人の陳述書、医師の意見書、住民票または戸籍の付票

注射器の連続使用について

国の責任期間（昭和23年7月1日から昭和63年1月27日まで）に集団予防接種を受けたことが認められれば、連続使用が認められる。

母子感染でないことの証明

- ① 母親のHBs抗原が陰性かつHB c 抗体が陰性または低力価陽性の検査結果
- ② 年長のきょうだいのうち持続感染者でない者がいること（母死亡の場合）
- ③ 個別的な総合判断による場合

その他の感染原因がないことの証明

①カルテ等の医療記録

②父親がB型肝炎ウィルスの持続感染者でないこと

③原告のHBVがジェノタイプA eではないこと

相談窓口

各地の弁護士が相談窓口を開設

東海地方の場合は

全国B型肝炎訴訟 名古屋（愛知・岐阜・三重）弁護士

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-8-10 ISH丸の内ビル3E

あゆみ法律事務所

TEL052-961-0788 FAX 052-253-6869

症状が進行した場合

いずれの手続きも、症状が進行した場合、医師の診断書をもって追加給付金の請求が可能。